

## 審査ニュース 248号

### 請求レセプトの一次審査における 審査委員会の疑義について

医療保険委員会

今回の審査ニュースでは、最近よく見かける計量混合調剤加算や糖衣錠の分割による自家製剤加算（錠剤を分割する場合）、嚥下困難者用製剤加算と計量混合調剤加算の併算定の請求事例についてお知らせします。

レセプト請求において、請求の意図を明確にさせるためには、レセプト摘要欄へのコメントの記載が大変重要です。コメントの記載を忘れないようにしましょう。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受け、ここで「原審」「返戻」「査定」処理されます。

その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行われます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行います。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となります。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、レセプト摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求を未然に防止することができます。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

今回は下記の事例について解説します。

【事例1】計量混合調剤加算の算定について

【事例2】糖衣錠の分割による自家製剤加算（錠剤を分割する場合）の算定について

【事例3】嚥下困難者用製剤加算と計量混合調剤加算の併算定について

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合い

原審・・・請求どおりと解釈されるもの。

返戻・・・請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定・・・誤請求と解釈されるもの。

事例1 (返戻事例) 計量混合調剤加算の算定について

〈処方〉

(
 

アスベリン錠10mg	3錠
トランサミン散50%	1.5g
1日3回 毎食後	7日分

 )

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	4.28	4.28	アスベリン錠10mg トランサミン散50% 1日3回 毎食後	3錠 1.5g	5	7	24 4	35	計45
摘要	アスベリン散が入手困難なため粉砕									

審査委員会での【請求に対する疑義?】  
 Q、錠剤を粉砕しての計量混合調剤加算が算定されています。いかがでしょうか?



〈審査結果〉返戻

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	4.28	4.28	アスベリン錠10mg トランサミン散50% 1日3回 毎食後	3錠 1.5g	5	7	24 4	35	計45
摘要	アスベリン散が入手困難なため粉砕									

計量混合調剤加算は、薬価基準に収載されている2種類以上の医薬品（液剤、散剤もしくは顆粒剤または軟・硬膏剤に限る）を計量し、かつ混合して、液剤、散剤もしくは顆粒剤として内服薬または頓服薬を調剤した場合および軟・硬膏剤等として外用薬を調剤した場合に、投薬量、投薬日数に関係なく計量して混合するという1調剤行為に対し算定するものとされています。このケースでは、錠剤を粉砕したものを散剤と混合して調剤を行っていると思われ、計量混合調剤加算の算定要件を満たしていません。

また、通常、自家製剤加算の算定にあたっては、調剤した医薬品と同一剤形および同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合は算定できないとされていますが、「疑義解釈資料の送付について（その39）（令和5年1月13日 事務連絡）」により、供給不足等やむを得ない事情がある場合は、算定が認められています。このような場合には、レセプトの摘要欄にやむを得ない事情を記載する必要があります。このケースでは、摘要欄にコメントの記載があることから、返戻処理となりました。

<令和4年4月版 調剤報酬点数表の解釈 p45 参照>

審査ニュース

事例2 (返戻事例) 糖衣錠の分割による自家製剤加算 (錠剤を分割する場合) の算定について

〈処方〉

〔ピレチア錠25mg 1.5錠 (0.5-1)  
1日2回 朝食後就寝前 7日分〕

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単剤薬料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	4.21	4.21	ピレチア錠25mg 1日2回 朝食後就寝前	1.5錠 (0.5-1)	1	7	24 4	7	分自4
摘要										

審査委員会での【請求に対する疑義?】  
Q、ピレチア錠25mgは糖衣錠ですが自家製剤加算 (錠剤を分割する場合) が算定されています。いかがでしょうか?



〈審査結果〉返戻

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単剤薬料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	4.21	4.21	ピレチア錠25mg 1日2回 朝食後就寝前	1.5錠 (0.5-1)	1	7	24 4	7	分自4
摘要										

令和4年4月より、錠剤の分割については自家製剤加算 (錠剤を分割する場合: 20/100に相当する点数) を算定するようになりました。このケースでは糖衣錠であるピレチア錠25mgを分割し自家製剤加算 (錠剤を分割する場合) を算定しています。糖衣錠の分割は、薬剤の均一性、安定性または溶出性に影響を及ぼすことがあるため、薬学的に問題ないことが確認できない限り自家製剤加算の算定はできません。このケースは、摘要欄に薬学的に問題がないことを確認しているコメントがないため、自家製剤加算 (錠剤を分割する場合) は返戻処理となりました。

<令和4年4月版 調剤報酬点数表の解釈 p44~45 参照>

事例3 (査定事例) 嚥下困難者用製剤加算と計量混合調剤加算の併算定について

〈処方〉

ロゼレム錠 8mg	0.5錠
1日1回 就寝前	84日分
アレビアチン散10%	2g
リスペリドン細粒1%「ヨシトミ」	0.2g
1日2回 朝食後就寝前	84日分

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	4.3	4.3	ロゼレム錠 8mg 1日1回 就寝前	0.5錠	4	84	24 60	336	困80
2	1	4.3	4.3	アレビアチン散10% リスペリドン細粒1%「ヨシトミ」 1日2回 朝食後就寝前	2g 0.2g	4	84	24 60	336	計45
摘要										

審査委員会での【請求に対する疑義？】  
Q、嚥下困難者用製剤加算を算定している剤と用法が重なる剤で計量混合調剤加算が算定されていますがいかがでしょうか？

〈審査結果〉査定

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	4.3	4.3	ロゼレム錠 8mg 1日1回 就寝前	0.5錠	4	84	24 60	336	困80
2	1	4.3	4.3	アレビアチン散10% リスペリドン細粒1%「ヨシトミ」 1日2回 朝食後就寝前	2g 0.2g	4	84	24 60	336	<del>計45</del> 0
摘要										

嚥下困難者用製剤加算は、嚥下障害等があって、薬価基準に収載されている剤形では薬剤の服用が困難な患者に対し、医師の了解を得た上で錠剤を砕くなど剤形を加工した後、調剤を行うことを評価したもので、処方箋受付1回につき1回算定できます。この加算は処方全体が対象となるため、嚥下困難者用製剤加算の算定に関わる剤と服用時点の重なりがある場合は、自家製剤加算や計量混合調剤加算を併算定することはできません。このケースでは、No.1とNo.2は就寝前で服用時点が重なっているため、No.2の計量混合調剤加算は査定処理となりました。

〈令和4年4月版 調剤報酬点数表の解釈 p39、p45 参照〉